

2019年

3
March

御社の組織活力・生産性UPを促進する

あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 涉

■ 協会けんぽの情報 ■

① 健康保険料率の変更

平成31年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となります。

	平成30年度	↑：引上げ	平成31年度		平成30年度	↑：引上げ	平成31年度
		↓：引下げ				↓：引下げ	
		→：据え置き				→：据え置き	
埼玉県	9.85%	↓	9.79%	茨城県	9.90%	↓	9.84%
東京都	9.90%	→	9.90%	栃木県	9.92%	→	9.92%
神奈川県	9.93%	↓	9.91%	群馬県	9.91%	↓	9.84%
宮崎県	9.97%	↑	10.02%	千葉県	9.89%	↓	9.81%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.73%）が加わります。

※手続きをご依頼いただいている顧問先様へは社会保険料額表を送付させていただきます。

② 退職後に健康保険を任意継続する際の標準報酬月額の上限(28万円→30万円)

ここ数年にわたる最低賃金の大幅引き上げや人手不足に伴う賃金の引き上げが影響しているものと推測されています。

～ 呼びかけコーナー ～

<気軽な労務の窓口>

あおば事務所に来所いただき、気軽にお茶など飲みながらお話しませんか？ 普段、多くの人事労務に関するご相談をお電話等でいただいておりますが、相談内容に関わらずもっと気軽にあおば事務所を利用いただきたいと考えております。ご希望の方はお気軽に連絡いただき、ご来所いただければと思います。

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定（いわゆる月変）…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

<36協定届を労働基準監督署に未提出の顧問先様>

*36協定届の正式名称＝「時間外労働/休日労働に関する協定届」

書類の捺印・カレンダー依頼を何度かご連絡させていただいていますが、未だご返送いただけていない顧問先様がいらっしゃるようです。あらためてご確認ください。

■ 4月からの年次有給休暇管理簿 ■

法改正による年次有給休暇5日付与義務のスタートがいよいよ近づき注目されておりますが、それと同時に準備しておいた方がよい『年次有給休暇管理簿』についてあらためて取り上げました。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

・年次有給休暇管理簿とは

- 労働者ごとに年次有給休暇の①取得した日、②日数、③付与基準日を記録した書類
- 管理簿は年休を付与した期間終了後、3年間の保存義務
- 年次有給休暇を取得する従業員がいる全ての会社で作成義務

【ポイント】年次有給休暇管理簿は、労働者ごとに、必要事項を管理できるものであれば、その形式は任意です。また、必要なときにいつでも出力できる仕組みとした上で、システム上で管理することも差し支えないとされています。

・これからあらためて年休管理をスタートする会社様

- 労働者ごとに1枚の年次有給休暇管理簿の使用をお勧めします
- *書式の依頼はあおば事務所にお申しつけください

・既に何等かの書式を使用している会社様

- 必要事項(上記の①②③)が盛り込まれているかご確認ください

・既に何等かの勤怠システム等のソフトウェアで管理されている会社様

- 必要事項(上記の①②③)が盛り込まれているかご確認ください。賃金台帳や労働者名簿とあわせて作成することも差し支えないとされています。

例) 労働者名簿または賃金台帳に以下のような必要事項を盛り込んだ表を追加する。〔厚生労働省/資料〕

基準日	2019/4/1 ← 基準日		(補足) 基準日が2つ存在する場合(P9参照)には、基準日を2つ記載する必要があります。							
取得日数	18日 ← 日数		(補足) 基準日から1年以内の期間における年休取得日数(基準日が2つ存在する場合(P9参照)には1つ目の基準日から2つ目の基準日の1年後までの期間における年休取得日数)を記載する必要があります。							
年次有給休暇を取得した日付	2019/4/4(木)	2019/5/7(火)	2019/6/3(月)	2019/7/1(日)	2019/7/29(日)	2019/8/26(日)	2019/9/23(日)	2019/10/20(日)	2019/11/18(日)	2019/12/16(日)
時季 (年次有給休暇を取得した日付)	2019/9/2(月)	2019/10/9(木)	2019/11/5(火)	2019/12/6(金)	2020/1/14(火)	2020/2/10(月)	2020/3/19(木)	2020/3/20(金)		